

計画部会における主要な論点①

ライフスタイル・生活に係る論点

- 長いライフサイクルの中での国民の生活設計(労働形態、家族形態、育児・介護ケアの仕組み、居住形態等)についてどう考えるか。
- 「定住人口」や、観光旅行者等の「交流人口」以外に、インターネット住民等の「情報交流人口」、都市住民が農山漁村等にも生活拠点を持つ「二地域居住人口」を組み合わせた「4つの人口」というコンセプトが考えられないか。
- 国民の価値観が多様化する中で、自らの価値観によって多様なライフスタイルの選択が可能となる「多選択社会」をどのように実現するか。
- 人口減少・高齢化が進展する中、我が国の都市圏において顕在化、深刻化する問題は何か。人口集積の程度等による差異をどのように整理できるか。
- 地方都市圏における生活圏域は今後いかにあるべきか。特に基礎的サービスの持続的維持に必要な圏域の規模・都市構造はどのようなものか。
- 大都市圏における人口流入の収束傾向等がみられる中、今後の大都市圏政策はいかにあるべきか。高齢化、環境、国際競争力の確保等新たな課題にどう対応していくか。

産業展望・東アジア連携に係る論点

- 世界経済の中でもアジア地域を重視すべきではないか。
- 将来の産業構造・エネルギー需給の展望をどう考えるか。
- 我が国経済の成長のエンジンとして、都市の国際競争力・経済活力をどのように付けていくべきか。世界から人を引きつけるための磁力としての装置は何か。
- 多様な人財の集積という観点から知的労働者・留学生が活躍できる仕組みが考えられないか。
- 地域活力を維持するためには、地域の個性や既存ストック(社会資本・文化資本)を活用した特色ある地域づくりを行うことが必要ではないか。
- 東アジア地域の成長が予測される中で、東アジア地域との連携によって諸都市を育成することができないか。

自立地域社会に係る論点

- 人口減少が進展する中で、持続可能な自立的な地域社会の姿をどう描くか。その形成に向けた鍵は何か。その際の国等の関与、役割について、どう考えるか。
- 地域コミュニティの今日的な意義について、どう考えるか。
- 多様な社会的サービス(生活関連サービス)を持続的に提供するための地域社会の経営システムをどのように構築していくか。
- 地域の自立的な活性化を目指して、地域経営のあり方をどう考えるか。

計画部会における主要な論点②

国土基盤整備に係る論点

- 魅力ある国土の形成に向けた国土の質的転換を図る上で目指すべき国土基盤像はどのようなものか。特に、アジア経済とのシナジー効果による我が国の持続的な発展、IT化によってもたらされたサイバー空間と一体的となった国土、計画的な縮退による質の高い都市空間などを形成するために、どのような国土基盤が必要か。
- 国土の質的転換のために必要な具体のアクションは何か。特に、持続可能で安全・安心・安定な国土の形成のための国土基盤、世界に開かれた魅力ある国土形成をするための国土基盤の整備等をどのように推進していくか。例えば、既存ストックのポテンシャルをどのように引き出していくか。

国土構造その他に係る論点

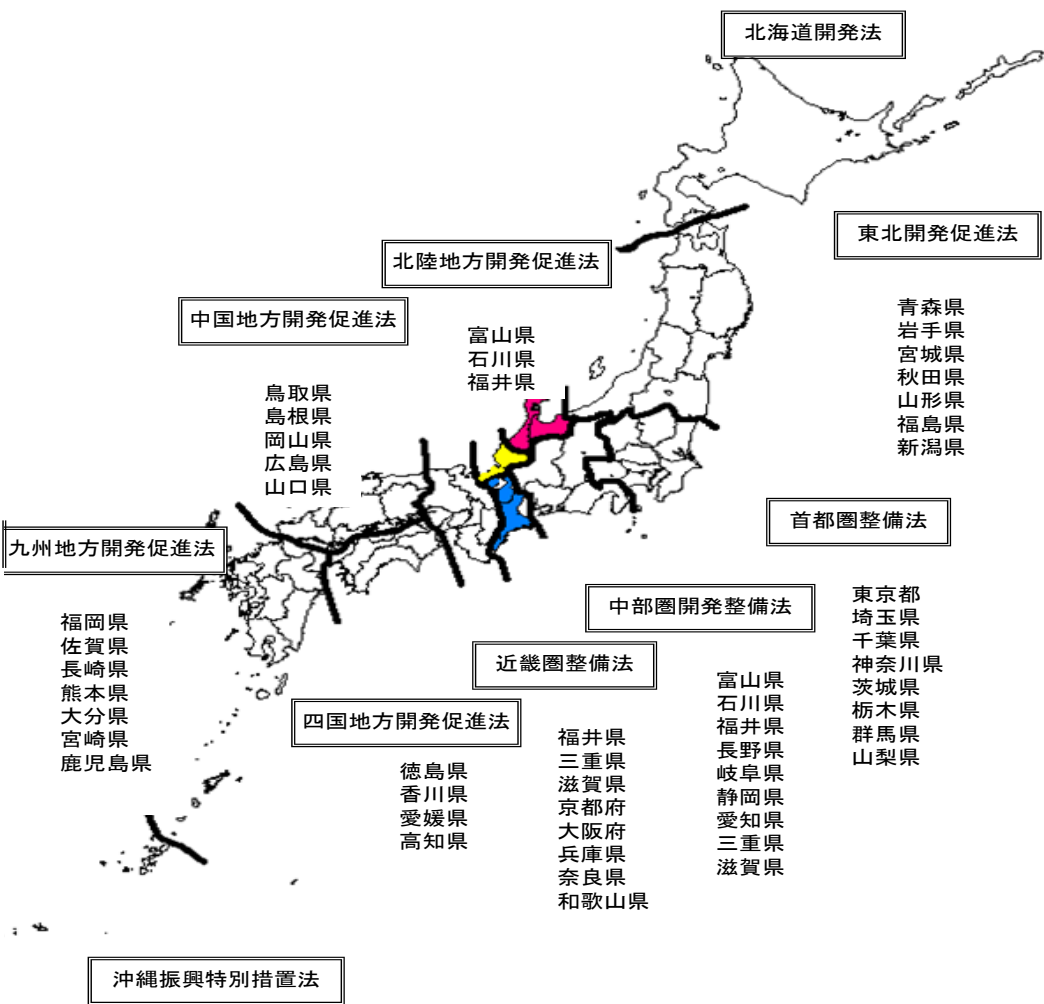
- 人口減少、高齢化、東アジア経済の成長など、これまでとは社会経済情勢が大きく異なっていく中で、望ましい国土構造は、如何にあるべきと考えるか。
- 国と地方の協働によるビジョンづくりに向けて、全国計画と広域地方計画の関係をどのように考えるか。
- 国土形成計画に対する国民一般の関心を喚起する仕組みをどのように構築していくか。

持続可能な国土管理に係る論点

- 消費資源の多くを海外に依存し、国土や地球環境に多大な負荷がかかっている中で、将来の世代により良い状態で国土を継承していくには、どのような取り組みが必要か。
- 都市的土地利用を、自由な土地利用を原則としつつ、国土全体として持続可能性や公益性を高める方向性にマネジメントするメカニズムをどのように構想するか。
- 災害リスクを前提とした土地利用の規制・誘導等を漸進的に進めることが重要であると考えるが、どのような手法が考えられるか。
- 森林、農地について、多様な主体による直接・間接的な管理への参画(国民的経営)や人口減少に対応した管理(選択的管理)をどのように構築するか。また、戦略産業としての農業の可能性をどう考えるか。
- 自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成に向けて、どのような取り組みが必要か。また、水と緑のネットワークをどのように形成していくか。
- 海洋・沿岸域の総合的管理の仕組みをどう構築していくか。

広域地方計画区域について

これまでのブロック計画の計画圏域



※福井県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
※富山県、石川県は中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
※三重県、滋賀県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法の計画圏域に重複

広域地方計画区域設定の考え方

自然、経済、社会、文化等において
密接な関係が相当程度認められる区域

二以上の都府県の区域
(都府県の区域は分割しない)

一体として総合的な国土の形成を
推進する必要がある区域

北海道及び沖縄県を除く45都府県を
重複なく、隙間なく、多くとも10程度の
区域に大括りに区分

○広域地方計画協議会には、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体、地元経済界その他密接な関係を有する者を加えることができる。

○計画内容は、広域地方計画区域における国土の形成に関する①方針、②目標、③広域の見地から必要とされる主要な施策(特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む)を定める。

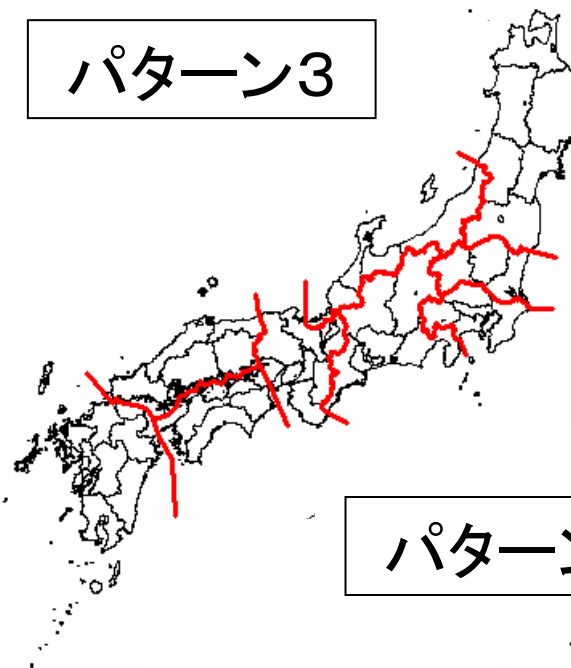
広域地方計画区域区割り案

※地方公共団体、経済団体等に対し意見照会を実施

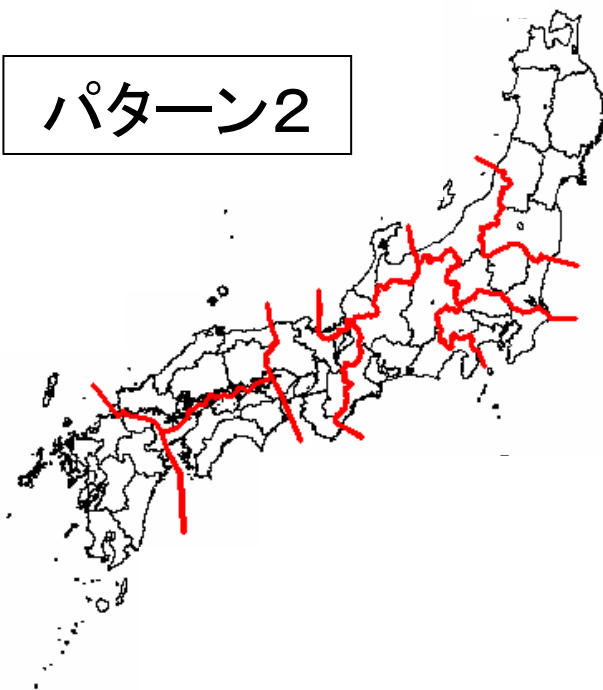
パターン1



パターン3



パターン2



パターン4



広域地方計画区域割り案(中部圏)の意見照会結果

<北陸地方8団体>

	北陸3県	北陸4県	中部圏8県	重複
富山県	中部圏と一体ではなく北陸を一つの区域			
石川県	○			
福井県	○			
北陸経済連	○			
北陸信越商工連	選択を示さず			
富山商工連	○			
石川商工連	○			
福井商工連	○			
計	6	0	0	0

全体としても、県の意見としても、「3県」が多数

<中部圏14団体>

	中部圏5県	中部圏8県	中部8県+ 滋賀県の9県	岐阜、愛知、 三重の3県	重複
長野県	選択を示さず				
岐阜県			○		
静岡県	選択を示さず				
静岡市	○				
愛知県			○		
名古屋市	選択を示さず				
三重県	近畿圏、中部圏の両区域に重複して位置づけるべき				○
中部経済連	○				
東海商工連				○	
長野県商工連	○				
岐阜県商工連	○				
静岡県商工連	○				
愛知県商工連				○	
三重県商工連	○				
計	6	0	2	2	1

選択を示さない回答が多いなかで、全体としては、小中部圏(「5県」又は「3県」)が多数。このうち、県の意見としては、大中部圏(「9県」)を指向(但し2県)。